

## | 第二回 P F I 事業実施プロセスに関するワーキンググループにおける議論の整理

1. 標準契約書モデル及びその解説（案）について

標準契約書モデル及びその解説（案）について、以下の指摘があった。

## ● 全般について

- 単に病院だけの標準契約書をつくるのではなく、他の運営重視型の分野も含めた上で作成し、あくまで例として病院事業を出すべき。最初に明文化してほしい。
- 細かい議論をし、精緻な成果物を目指し過ぎると、逆に使いづらくなり、P F I 離れが進んでしまう懸念がある。100 点中 70 点、80 点の出来のものをつくり、実務の中でフィードバックしていくことを考えるべき。
- 標準契約書モデルを作成するに当たって、①あくまでも今後バージョンアップされていくものであるということ、②標準契約書モデルの本文そのものは簡素な形、解説編は検討した事柄が階層的、モジュール的に整理されているという形にするべきということの 2 点が重要。
- 運用においては実務的に重要なところは、ある程度はつきり書いた方がいい。また、実務的に重要である理由も記すべき。
- 市場化テストでも P F I でも、官と民とのコミュニケーションの際、官の方がコミュニケーションが非常に下手。発注者と受注者とがコミュニケーションを取っていかなければいけないということを強調する必要がある。

## ● 柔軟なサービス内容・サービス価格の変更について

- 変更には後向きな変更だけでなく前向きな変更もありうる。何のために変更をするのかという点について少し整理した方がよい。
- 法令変更と発注者の任意解除は、その境目が非常にあいまい。
- 英国の SoPC4 で一番重要視しているのは、スモールスケール、ミディアムスケール、ラージスケールと仕分けした価格のバリデーションである。この案でも価格のバリデーションを明確にするべき。

- そもそも元の契約書が変更に対応できるようなものでないといけない。後に変更することも踏まえた上で元の契約書をつくることが重要。
- 企業会計のタイムリー・ディスクロージャーの観点からいつでも価格の変更について受注者側から申し出られるようにしてほしい。

- 任意解除について

- 資料2の1ページの下から2ページにかけて、「解除時に支払われるべき補償の額を発注者の債務不履行時の補償額と同額とすべきである」と記載されているが、この意味が少し分かりにくい。また、小幡先生のコメントの脚注で、「契約期間中のうべかりし利益までは入らないと考えている」とあるが、この「うべかりし利益」をどの辺まで考えるべきかが非常に大きな問題。
- 「その他の留意点」（資料2の4ページ目）で委託先の支払い云々が決まらなければ何もできないと記載されているが、理解しがたい内容である。実務では契約解除を考えると、全体の戦略手順を考えながら、一番重要なところからやっていくもの。

- 中立的な第三者による紛争解決について

- 日本の文書はビジネス・コンフリクトを記載しないことが多い。裁定人も仲裁人もそのときどきにビジネス・コンフリクトがあるかどうかに関心があるため、ビジネス・コンフリクトについて記載すべき。
- 紛争解決方法について、全体のスキームを書くべき。紛争の属性に応じて仕分けすることが国際私法上の原則。
- 調停仲裁の場の作り方と補償の在り方、この2つが一番重要。パーフェクトでなくともよいが、方向を出すことは必要。

- 法令変更について

- 法令変更の在り方については英国でも詳細にかつ慎重に定義を仕分けされている。日本でも同じように詳細な定義を記載すべき。

## 2. 要求水準書作成指針について

要求水準書作成指針骨子（案）について、以下の指摘があった。

- 要求水準書作成指針について

- 日本の要求水準書には、サービスの水準そのものについては規定されているが、そのサービスが壊れたときにどういう条件で回復するかという点についてはあまり書かれていない。サービスが壊れたときにどういう条件で回復するかという点について示すべき。

以 上